

平成22年5月25日
水道部業務課総務係

一般競争入札における1者入札の取扱いについて

1 概要

一般競争入札における1者入札については、これまで有効なものとして取り扱ってきましたが、適正な競争確保のため、平成22年6月1日以降発注する案件については、入札参加者が1者のみの場合、当該入札を取り止めることとします。

2 内容

(1) 市水道事業が発注する建設工事に伴う一般競争入札については、原則、入札参加者が1者のみの場合は、当該入札を取り止めるものとする。

(2) 入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めることを公告文等に明示する。

(3) 入札を取り止める時期

競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者しか応募がなかった場合：1者応募を確認した時点

競争参加資格確認後、1者の応募と判明した場合：競争参加資格確認通知書を送付する時点

競争参加資格確認申請書の提出期限において、2者以上の応募があった場合：入札開始を宣言した時点で、入札参加者が入札会場に1者しかいないことを確認した時点(とりおりにより入札参加者が1者となった場合を含む)

ただし、低入札価格調査により失格となった入札者については、入札参加者として取り扱うものとする。

(4) 入札を取り止めた案件を再公告する場合は、原則、競争参加資格の見直しを行うものとする。

(5) 再公告して行う入札の公告文等には、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨の明記はしないものとする。なお、再公告して行った入札においても入札参加者が1者であった場合は、有効なものとして取り扱う。

3 特例的な取扱い

一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や業務の継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に常陸太田市水道事業建設工事等審査委員会において、1者のみの応募の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。1者のみの場合でも入札を実施する場合は、「入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止める」旨は公告文等に明記しないものとする。